

奈良県警察署協議会運営規則及び奈良県少年補導に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月11日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宣

奈良県公安委員会規則第4号

奈良県警察署協議会運営規則及び奈良県少年補導に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良県警察署協議会運営規則の一部改正)

第1条 奈良県警察署協議会運営規則（平成13年4月奈良県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「警務部県民サービス課」を「警務部広報相談課」に改める。

(奈良県少年補導に関する条例規則の一部改正)

第2条 奈良県少年補導に関する条例施行規則（平成18年6月奈良県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「生活安全課（係）」及び「健康保険証」を削る。

附 則

この規則は、令和7年3月28日から施行する。